

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化
に関する法律に係る申請手続等マニュアル

平成28年3月

高圧ガス保安協会

はじめに

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）は、昭和42年12月28日に公布され、平成8月3月にそれまでの販売事業の許可制度を登録制度に変更し、保安機関制度を創設するなどの大改正が行われ、その後、改正が適宜行われ現在に至っていますが、液化石油ガス販売事業者及び保安機関等は、液化石油ガス法の他、必要な法令等に基づいた許可申請等の手続きを行わなければなりません。

このマニュアルは、九州液化石油ガス保安連絡協議会が平成13年3月に発行した「液化石油ガス販売事業登録申請等マニュアル（第4次改訂版）」をもとに、保安専門技術者が活用できるように高圧ガス保安協会が平成14年度「液化石油ガス保安機関高度化技術支援指導事業」において「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律申請手続等マニュアル(以下、「法律申請手続等マニュアル」という。）」として作成したものです。

その後、平成24年度保安専門技術者指導等事業において高圧ガス保安協会に「法律申請手続等マニュアル分科会」を設置して改訂し、第2版として更新しました。

この法律申請手続等マニュアル（第3版）は、平成28年3月に通達^(※)が改正されたことに伴う見直しを行い、平成28年3月末時点の法令等に基づき改訂しました。

法律申請手続等マニュアルは、液化石油ガス販売事業者及び保安機関等がその事業を遂行する際に、必要な法令等に基づく申請等の手続きについて、主に経済産業省（局）所管の販売事業者又は保安機関を対象として、記入見本等を加え、わかりやすくまとめましたので、日常業務等の一助としてご活用いただければ幸いです。

なお、都道府県所管の販売事業者におかれましては、都道府県知事への許可申請又は届出等に際しては、それぞれの行政庁の指導等に従って下さい。

※液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（20140901 商局第3号） 別添4 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈の基準について

このマニュアルの電子データ（PDF等）は、「LPガス保安技術者向けWebサイト」の「参考資料」のページに掲載しており、無償でダウンロードすることができます。

LPガス保安技術者向けWebサイト【URL：<http://www.lpgpro.go.jp/>】

法律申請手続等マニュアルの改訂は、法律申請手続等マニュアル分科会で実施しました。

法律申請手続等マニュアル分科会委員名簿

敬称略（順不同）【平成24年度】

主査	宮 脇 輝 旗	九州液化石油ガス保安連絡協議会
委員	石 田 一	橋本産業株式会社
〃	大 井 誠	株式会社クラスタ
〃	鈴 木 悟	ガステックサービス株式会社
〃	塚 口 勝 弘	株式会社ザ・トーカイ
〃	森 哲 也	株式会社マルエイ
関係者	経済産業省 商務流通保安グループ	ガス安全室
事務局	高圧ガス保安協会	液化石油ガス部

法律申請手続等マニュアルの取扱について

1. 全体の構成

(1) マニュアルの構成

- 第1章 販売事業者の申請・届出等の手続
- 第2章 保安機関の申請・届出等の手続
- 第3章 貯蔵施設の申請・届出等手続
- 第4章 特定供給設備の申請・届出等の手続
- 第5章 充てん設備の申請・届出等の手続
- 第6章 液化石油ガス設備工事等の届出の手続
- 第7章 参考資料

(2) 各章の内容

- ① 1ページ目をI. としその章の「手続一覧表」としました。
- ② 2ページ目をII. とし申請・届出等の「手続要領」としました。
- ③ 手続要領の内容を次のようにしました。
 - 1-1 各項目に係る法令
 - 1-2 各項目に係る提出書類一覧表
 - 1-3 各項目の申請書・届書の作成例

2. 申請書、届書等の記載

(1) 提出書類の宛先

① 販売事業者

販売に関する申請書、届書等は、経済産業局所管事業者を対象にしたため、宛先の記載は経済産業局長、産業保安監督部長の連名としました。

提出書類一覧表の宛先は、次のような略称にしました。

都道府県知事	: 知事
産業保安監督部長	: 部長
経済産業局長	: 局長
経済産業大臣	: 大臣

② 保安機関

保安機関に関する申請書、届書等は、宛先の記載を産業保安監督部長としました。

提出書類一覧表の宛先は、知事・部長・大臣としました。

③ 貯蔵施設(3ト以上)、特定供給設備、充てん設備、設備工事事業等

第3章から第6章は、宛先の記載は知事としました。

提出書類一覧表の宛先は、消防長・知事としました。

(2) 申請書、届書の記載

① 申請書、届書の法令様式では、句読点が入ってないため、様式どおりとしました。

(例) 1 販売所の名称及び所在地 旧記載 1. 販売所の名称及び所在地

② 全体的に本文の文字は、MS明朝・10ポイントとしました。

(一部は他のフォント・ポイントを使用)

3. 作成例について

本書作成例の申請書、届書及びその添付書類等については、各行政庁で指導が異なる場合がありますので、関係行政庁に確認して作成してください。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化 に関する法律に係る申請手続等マニュアル

目 次

第1章 販売事業者の申請、届出等の手続き	1
Ⅰ. 販売事業の申請・届出等の手続き一覧表	3
Ⅱ. 販売事業の申請・届出等の手続き要領	4
第2章 保安機関申請・届出等の手続き	77
Ⅰ. 保安機関申請・届出等の手続き一覧表	79
Ⅱ. 保安機関の申請・届出等の手続き要領	80
第3章 貯蔵施設の申請・届出等手続き	135
Ⅰ. 貯蔵施設の申請・届出等の手続き一覧表	137
Ⅱ. 貯蔵施設の申請・届出等の手続き要領	138
第4章 特定供給設備の申請・届出等の手続き	159
Ⅰ. 特定供給設備の申請・届出等の手続き一覧表	161
Ⅱ. 特定供給設備の申請・届出等の手続き要領	162
第5章 充てん設備の申請・届出等の手続き	217
Ⅰ. 充てん設備の申請・届出等の手続き一覧表	219
Ⅱ. 充てん設備の申請・届出等の手続き要領	220
第6章 特定液化石油ガス設備工事事業等の届出の手続き	263
Ⅰ. 特定液化石油ガス設備工事事業等の届出の手続き一覧表	265
Ⅱ. 特定液化石油ガス設備工事事業等の届出の手続き要領	266
第7章 参考資料	281
1. 保安業務委受託契約書・覚書の作成例	283
2. 販売事業登録先及び保安機関認定先について	289
3. 事故報告・事故届出等について	296
4. 用途地域内の高圧ガスの貯蔵等の制限について	301
5. 建築基準法施行令による補強コンクリートブロック造について	303
6. 登録免許税法、手数料令等の抜粋	305